

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 1 回総会資料



日 時：令和 7 年 9 月 12 日(金) 書面開催

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 1 回総会資料

次第

1 報 告

- (1) 開催決定までの経緯について 「資料 1」
- (2) 競技会の概要について 「資料 2」
- (3) 実行委員会役員及び大会パートナーの委嘱について 「資料 3」
- (4) 実行委員会事務局規程等の制定について 「資料 4」

2 議 事

- (1) 第 1 号議案 実行委員会会則について 「資料 5」
- (2) 第 2 号議案 大会開催基本方針について 「資料 6」
- (3) 第 3 号議案 各基本方針等について 「資料 7 ～12」
- (4) 第 4 号議案 令和 7 年度事業計画について 「資料 13」
- (5) 第 5 号議案 令和 7 年度予算について 「資料 14」
- (6) 第 6 号議案 常任委員会に委任する事項について 「資料 15」

* 議案への諾否や御意見について、10 月 3 日(金)までに回答書により御返信ください。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 開催決定までの経緯について

令和 6 年

11 月 8 日 日本スポーツ協会（J S P O）が神奈川県スポーツ課を訪問し、アイスホッケー競技会の神奈川県開催を打診

令和 7 年

3 月 27 日 J S P O 及び文部科学省から神奈川県、神奈川県教育委員会及び神奈川県スポーツ協会へ、「開催要請書」を手交
3 月 27 日 神奈川県から横浜市へ、「開催要請書」を送付
4 月 30 日 横浜市から神奈川県へ、「開催受諾書」を送付
6 月 16 日 神奈川県、神奈川県教育委員会及び神奈川県スポーツ協会から J S P O 及び文部科学省へ、「開催受諾書」を送付
8 月 19 日 神奈川県、神奈川県教育委員会及び神奈川県スポーツ協会が J S P O 及び文部科学省から「開催決定書」を受領

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会の概要について

1 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、神奈川県、公益財団法人日本アイスホッケー連盟、横浜市

2 日程

令和 9 年 1 月～ 2 月の 5 日間（会期前 2 日間は公開練習）

3 競技会場

KOSÉ 新横浜スケートセンター（横浜市港北区新横浜 2－11）

横浜銀行アイスアリーナ（横浜市神奈川区広台太田町 1－1）

4 種別及び参加人数

種別	参加都道府県	監督数	選手数	小計	都道府県本部役員	合計
成年男子	26	1 人	16 人	442 人	約 350 人	約 1,000 人
少年男子	13	1 人	16 人	221 人		

【参考】各ブロックの所属都道府県及び選出チーム数（第 80 回青森大会予定数）

ブロック名	都 道 府 県 名	成 年	少 年
北 海 道	北海道	1	1
東 北	岩手・宮城・秋田・山形・福島	3	1
関 東	茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・群馬	5	4
北信越・東 海	新潟・富山・石川・福井・長野・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開 催 地	青森	1	1
計		26	13

5 冬季国体（国スポ）開催県

回	年	スキー	スケート	アイスホッケー
70	2015 (H27)	群馬		
71	2016 (H28)	岩手		
72	2017 (H29)	長野		
73	2018 (H30)	新潟	山梨	神奈川
74	2019 (H31)	北海道		
75	2020 (R2)	富山	青森	
76	2021 (R3)	秋田	愛知・岐阜	愛知
77	2022 (R4)	秋田	栃木	
特	2023 (R5)	岩手	青森	
78	2024 (R6)	山形	北海道	
79	2025 (R7)	秋田	岡山・群馬	岡山
80	2026 (R8)	青森		
81	2027 (R9)	岩手	山梨・岐阜	神奈川

6 過去の神奈川県での国体の開催実績

- ・ 昭和 30 年 第 10 回国民体育大会夏季及び秋季大会開催
- ・ 昭和 34 年 第 14 回国民体育大会夏季大会ヨット競技会開催
- ・ 昭和 39 年 第 19 回国民体育大会冬季大会スケート競技会開催
- ・ 平成 10 年 第 53 回国民体育大会本大会開催
- ・ 平成 30 年 第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会開催

【参考】本県における前回開催概要

1 大会名

第 73 回国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会

2 開催日程

平成 30 年 1 月 28 日(日)から 2 月 1 日(木)

3 競技会場

KOSÉ 新横浜スケートセンター（横浜市港北区新横浜 2－11）

横浜銀行アイスアリーナ（横浜市神奈川区広台太田町 1－1）

4 参加人数

監督・選手・役員合計 866 人

観客数 12,942 人

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会役員

	氏 名	所 属（役職）	実行委員会における役職
1	黒岩 祐治	神奈川県知事	会長
2	山中 竹春	横浜市長	副会長
3	長田 進治	神奈川県議会議長	副会長
4	橋本 和也	神奈川県副知事	副会長
5	花田 忠雄	神奈川県教育委員会教育長	副会長
6	小林 幸彦	神奈川県警察本部警備部長	副会長
7	岡田 伸浩	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 会長	副会長
8	山口 宏	公益財団法人横浜市スポーツ協会会長	副会長
9	藤木 幸太	神奈川県アイスホッケー連盟会長	副会長
10	三枝 茂樹	神奈川県スポーツ担当局長	常任委員（委員長）
11	篠田 寛	神奈川県教育局长	常任委員
12	足立 哲郎	横浜市にぎわいスポーツ文化局长	常任委員
13	田中 不二夫	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 専務理事	常任委員
14	雨宮 勝	公益財団法人横浜市スポーツ協会 副会長兼専務理事	常任委員
15	中島 透	神奈川県アイスホッケー連盟理事長	常任委員
16	坂本 聡志	神奈川県高等学校体育連盟会長	常任委員
17	三浦 浩幸	KOSÉ 新横浜スケートセンター スケート営業チーフマネージャー	常任委員
18	堀川 修二	横浜銀行アイスアリーナ スケートリンク事業部長	常任委員
19	田名部 高雄	公益財団法人神奈川県スポーツ協会 事務局長	監事
20	安藤 信二	神奈川県中学校体育連盟 理事長	監事

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
実行委員会 大会パートナー**

	法人その他の団体又はその機関の名称
1	神奈川県中学校体育連盟
2	神奈川県市長会
3	神奈川県町村会
4	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
5	神奈川県商工会連合会
6	一般社団法人神奈川経済同友会
7	一般社団法人神奈川県経営者協会
8	県立学校長会議
9	神奈川県中学校長会
10	神奈川県小学校長会
11	公益社団法人神奈川県医師会
12	公益社団法人神奈川県観光協会
13	神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合
14	東海旅客鉄道株式会社（新横浜駅長）
15	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（小机駅長）
16	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（東神奈川駅長）
17	相模鉄道株式会社（新横浜駅長）
18	東急電鉄株式会社（新横浜駅長）
19	横浜市交通局市営地下鉄（新横浜管区駅長）
20	一般社団法人神奈川県バス協会
21	一般社団法人神奈川県タクシー協会
22	一般社団法人神奈川県トラック協会
23	株式会社テレビ神奈川
24	神奈川新聞社
25	日本放送協会横浜放送局
26	一般社団法人共同通信社横浜支局
27	時事通信社横浜総局
28	港北警察署
29	神奈川警察署

実行委員会事務局規程等の制定について

次の規程を制定します。

- 1 実行委員会事務局規程
- 2 実行委員会会計規程
- 3 実行委員会印規程
- 4 実行委員会大会パートナー規程

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則第 12 条第 2 項の規定に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー
競技会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を
定める。

第 2 章 組織等

(組織)

第 2 条 事務局の組織は別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 3 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局次長補佐
- (4) 事務局員

2 事務局長は、会長が指名する。

3 事務局次長、事務局次長補佐及び事務局員は、事務局長が指名する。

(職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を総括し、事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故あるときは、その職務を
代理する。

4 事務局員は、上司の命を受け、事務を処理する。

(設置)

第 5 条 事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

第 3 章 事務の決裁

(専決事項)

第 6 条 事務局長、事務局次長の専決事項は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属すると認められる事項については、
上司の決裁を受けなければならない。

第 4 章 文書の取扱い

(記号及び番号等)

第 7 条 文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書について
は、記号及び番号を省略することができる。

2 記号は、「81 冬国実」とする。

3 文書番号は、その事案が完結するまで同一のものをを用いるものとする。

4 前項に規定する番号は、備え付けの文書処理簿に記載しなければならない。

(保 存)

第 8 条 処理済みの文書は、事務局長が別に指示する期間保存しなければならない。

(準 用)

第 9 条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いに関しては、神奈川県行政文書管理規則（平成 12 年 3 月 31 日神奈川県規則第 15 号）を準用する。

第 6 章 服務及び旅行

(服 務)

第 10 条 事務局職員の服務は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

(旅 行)

第 11 条 会長は、業務上必要があるときは、職員に旅行を命ずることができる。

2 会長は、業務上必要があるときは、委員等に旅行を依頼することができる。

(旅 費)

第 12 条 事務局職員の旅行に関する旅費の額及びその支給方法は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

2 委員等が会務のため旅行したときは、その旅費を支給する。

3 前項の規定による旅費の額及びその支給方法は、神奈川県職員又は横浜市職員の例による。

第 7 章 財務

(予算編成)

第 13 条 事務局長は予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算に変更の必要が生じたときは、補正予算を編成しなければならない。

(会 計)

第 14 条 本会の会計事務取扱については、「スポーツ課が事務局を務める任意団体の会計事務取扱規程（平成 11 年 6 月 1 日施行）」によるものとする。

2 事務局に現金の出納、保管及びその他の会計事務をつかさどる出納事務担当者を置く。

3 出納事務担当者は事務局長をもって充てる。

(決算)

第 15 条 事務局長は、決算を作成したときは、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 補則

(補 則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、神奈川県の事務処理に関する諸規則等の例による。

附 則

この規程は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事務局長 — 事務局次長 — 事務局次長補佐 — 事務局員

別表第 2（第 6 条関係）

職 員	専決事項
事務局長	1 事業の実施計画、実施方針及び進行管理に関すること。 2 予算の執行に関すること。 3 契約の締結及び助成金等に関すること。 4 予算の流用に関すること。 5 収入に関すること。 6 支出に関すること。 7 事務局職員（事務局長を含む）の服務に関すること。 8 事務局職員（事務局長を含む）の旅行命令に関すること。 9 通知、申請、照会、回答、依頼等に関すること。 10 出納事務担当者に関すること。
事務局次長	1 事務局職員（事務局長を除く）の服務に関すること。 2 事務局職員（事務局長を除く）の旅行命令に関すること。 3 軽易な照会、回答、依頼等に関すること。

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会会計規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則第 16 条第 2 項の規定に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー
競技会実行委員会の会計に関し、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技
会実行委員会事務局規程及びスポーツ課が事務局を務める任意団体の会計事務取扱規程
(以下「スポーツ課規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(帳簿)

第 2 条 会計帳簿は、次の各号のとおりとする。

- (1) 収入簿(様式第 1 号)
- (2) 支出簿(様式第 2 号)
- (3) 物品整理簿(様式第 3 号)
- (4) 郵便切手管理簿(様式第 4 号)
- (5) 収入印紙管理簿(様式第 5 号)
- (6) その他必要と認める帳簿

(会計帳票)

第 3 条 会計帳票は、スポーツ課規程に定めるとおりとする。

(予算科目)

第 4 条 予算科目は、別表に掲げるとおりとする。

(予算流用)

第 5 条 事務局長は、やむを得ない事由により予算の流用が必要と認めた場合は、予算に
おいて定めた金額を流用することができる。

(指定金融機関)

第 6 条 出納事務を取り扱う金融機関(以下、指定金融機関」という。)は、株式会社横浜
銀行県庁支店とする。

(現金等の出納保管)

第 7 条 現金及び切手・印紙類は、確実な方法により、これを保管しなければならない。

(収納)

第 8 条 現金を収納したときは、速やかに指定金融機関の専用口座に預け入れなければな
らない。

(契約)

第 9 条 契約に関しては、神奈川県財務規則の例による。ただし、これによりがたいとき
は、会長が別に定める。

(物品)

第 10 条 物品の区分は、スポーツ課規程の例による。ただし、消耗品のうち取得価格が 10
万円以上で長期間の使用に耐えるものは、物品整理簿(様式第 3 号)で管理するものと
する。

2 物品は、常に良好な状態で供用し、保管しなければならない。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会計に関して必要な事項は、事務局長が別に定め
る。

附 則

この規程は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

別表（第 4 条関係）

(収入)

款	項	目	節
実行委員会費	実行委員会費	助成金	神奈川県負担金
			横浜市負担金
			その他

(支出)

款	項	目
実行委員会費	企画総務費	会議費
		事務局費
		式典費
		広報費
		歓迎費
	競技会運営費	競技運営費
		会場費
		保健医療費
		会議費
		通信運搬費

節
諸謝金
賃金
旅費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
雑役務費
委託料
借料及び損料
負担金
公課費

(様式第 1 号)

収入簿

令和 年 月 分

科目		当初予算額	流用・補正	予算現在額	調定額 (当月分) 調定額 (累計)	収入済額 (当月分) 収入済額 (累計)		収入未済額
節	細節							
合 計								

(単位：円)

収入内訳

(単位：円)

収入日	節	細節	内容	金額
合 計				
累 計				

(様式第2号)

支出簿

令和 年 月 分

科目			当初予算額	流用・補正	予算現在額	支出済額		残額	執行率
項	目	節				上段：当月分	下段：累計		
合 計									

(単位：円)

支出内訳 (項) _____

令和 年 月分 _____

(単位：円)

支払日	目	節	内容	金額
合 計				0
累 計				0

令和 年度
物品整理簿

(金額単位：円)

No.	取得年月日	品名・規格	数量	単位	単価	取得価格	使用場所	払出年月日	備考

注) 本整理簿に記載する物品は、取得価格が1個(1組)あたり10万円(本体価格)以上の物品(事務局が管理して使用する被服類を含む)とする。
ただし、使用することにより消耗するものを除く。

(様式第4号)

簿理管手切便郵

[illegible]

(様式第5号)

收入印紙管理簿

[illegible]

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会印規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則第 17 条第 2 項の規定に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー
競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）で使用する印鑑の保管、使用等に関し
必要な事項を定める。

(印鑑の種類)

第 2 条 印鑑の種類は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員会会長印
- (2) 実行委員会常任委員長印

(印鑑の書体、ひな形及び寸法)

第 3 条 印鑑の書体は、てん書体とする。

2 印鑑のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(印鑑の保管者)

第 4 条 印鑑は、事務局長が保管するものとする。

(印鑑の使用)

第 5 条 印鑑は、事務局の職員でなければ、これを使用することができない。

(印鑑の保管方法)

第 6 条 印鑑は、堅固な容器に収納し、錠を施した場所で保管するものとする。

(事故時の措置)

第 7 条 事務局長は、印鑑の紛失、盗難その他の事故があったときは、直ちにこれを会長
に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名 称	実行委員会会長印	実行委員会常任委員長印
寸 法	30 ミリメートル平方	24 ミリメートル平方
印 影	第 81 回国民スポーツ 大 会 冬 季 大 会 アイスホッケー競技会 実 行 委 員 会 会 長	第 81 回国民スポーツ 大 会 冬 季 大 会 アイスホッケー競技会 実 行 委 員 会 常 任 委 員 長

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 大会パートナー規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則第 17 条第 2 項の規定に基づき、会則第 13 条に定める大会パートナーに関し、必要
な事項を定める。

(構成)

第 2 条 大会パートナーの構成は、別表第 1 のとおりとする。

2 大会パートナーは、原則として法人その他の団体又はその機関とする。ただし、会長
が特に認める場合は、この限りでない。

(職務)

第 3 条 大会パートナーは、実行委員会の求めに応じ、大会の運営に関して意見を述べる
とともに、広報その他の必要な支援を行うものとする。

2 実行委員会は、大会パートナーの職務が無償であることに鑑み、その職務の実施に伴
う負担が過重とならないよう必要な配慮をしなければならない。

(任期等)

第 4 条 大会パートナーの任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとす
る。

2 会長は、必要と認めた場合には、大会運営に必要な識見を有する者を新たに大会パー
トナーに委嘱することができる。

3 会長は、大会パートナーに特別の事情が生じたときは、解嘱することができる。

4 会長は、前 2 項の規定により大会パートナーの変更があった場合は、次の総会におい
て報告する。

附 則

この規程は、令和 7 年〇月〇日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

	法人その他の団体又はその機関
1	神奈川県中学校体育連盟
2	神奈川県市長会
3	神奈川県町村会
4	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会
5	神奈川県商工会連合会
6	一般社団法人神奈川県経済同友会
7	一般社団法人神奈川県経営者協会
8	県立学校長会議
9	神奈川県中学校長会
10	神奈川県小学校長会
11	公益社団法人神奈川県医師会
12	公益社団法人神奈川県観光協会
13	神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合
14	東海旅客鉄道株式会社（新横浜駅長）
15	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（小机駅長）
16	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社（東神奈川駅長）
17	相模鉄道株式会社（新横浜駅長）
18	東急電鉄株式会社（新横浜駅長）
19	横浜市交通局市営地下鉄（新横浜管区駅長）
20	一般社団法人神奈川県バス協会
21	一般社団法人神奈川県タクシー協会
22	一般社団法人神奈川県トラック協会
23	株式会社テレビ神奈川
24	神奈川新聞社
25	日本放送協会横浜放送局
26	一般社団法人共同通信社横浜支局
27	時事通信社横浜総局
28	港北警察署
29	神奈川警察署

第 1 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
実行委員会会則の制定について**

別紙のとおり、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会
会則を制定します。

第 1 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
実行委員会会則**

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 実行委員会は、その事務所を神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

(目的)

第 3 条 実行委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を神奈川県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 式典の企画及び運営に関すること。
- (4) 宿泊及び保健医療に関すること。
- (5) 競技運営に関すること。
- (6) 輸送交通及び警備防災に関すること。
- (7) 広報及び報道に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関すること。

第 2 章 組織

(構成・役員)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事（以下「役員」という。）は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 神奈川県及び横浜市の役職員
- (2) 関係競技団体その他の関係機関・団体の役職員
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に関係のある者

(役員の職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第 10 条第 7 項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第 7 条 役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとする。ただし、役員が異動等の事由によりその役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前 2 項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した役員がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、会長及び役員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、第4項に掲げる事項について、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、常任委員の中から会長が指名する。委員長は常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、常任委員の中から委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

5 常任委員会は、委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項乃至第7項の規定は、常任委員会において準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会において準用する。

第5章 事務局等

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大会パートナー)

第13条 実行委員会に、大会パートナーを置くことができる。

2 大会パートナーは、会長が委嘱する。

3 大会パートナーは、第10条第7項に基づき審議し決定しようとする事項に関して、その企画に参画し、又は意見を述べるものとする。

第6章 財務及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第17条 会長が代表者を務める団体を相手方として行う契約の締結その他の民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用がある行為は、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを行う。

2 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

3 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問合せその他の事務については、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課が引き継ぐ。

附 則

1 この会則は、令和7年8月19日から施行する。

2 実行委員会の令和7年度における会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和8年3月31日までとする。

第 2 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
大会開催基本方針について**

神奈川県での国民スポーツ大会開催により、神奈川からアイスホッケーをきっかけとしたスポーツの魅力を「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の視点から発信し、スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、誰もがスポーツに親しめる社会の実現を目指します。

第 3 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
広報基本方針について

1 趣旨

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会の開催にあたり、アイスホッケーの魅力を多くの人に伝えることを目的に、大会及び競技の魅力を広報し、大会の機運醸成を図る。

2 基本計画

- (1) 関係機関・団体との密接な連携のもとに、各種の広報媒体を計画的、効果的に活用する。
- (2) 報道機関との連携を緊密にするとともに、インターネット等を活用して大会情報を迅速かつ広域に伝達する。
- (3) 大会を象徴するテーマ（愛称）及びスローガン（標語）を制定し普及を図るとともに、マスコットを活用し大会の機運醸成を図る。
- (4) 主に次の手法により広報を行う。
 - ア テーマ、スローガン等による広報
 - イ 印刷物やグッズ配布による広報
 - ウ イベントやメディア（新聞、テレビ、ラジオ等）を通じた広報
 - エ デジタル（SNS 等）を活用した広報

第 3 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
テーマ、スローガン等について

1 方向性

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会を神奈川県で開催するにあたり、本大会を親しみやすい国民スポーツ大会として全国に広く周知するために、大会にふさわしい「テーマ」及び「スローガン」を検討する。

2 決定方法

事務局で「テーマ」及び「スローガン」を作成し、実行委員会第 2 回常任委員会で決定する。そのうえで、J S P O 第 3 回国民スポーツ大会委員会（令和 7 年 12 月 11 日開催予定）への協議及び承認を経て正式決定する。

3 その他

(1) シンボルマーク及びマスコットについて

- ① 国民スポーツ大会におけるマスコットの存在感は大きいため、県のキャラクターとして定着している「かながわキンタロウ」を活用する。
- ② シンボルマークは、既存の国民スポーツ大会マークをそのまま活用する。

【国民スポーツ大会マーク】



【マスコット参考】

神奈川県



長野県



群馬県



- (2) ポスターはテーマ、スローガン等が正式決定した後、テーマ、スローガン等を活用したデザインを使用し作成する予定。

第 3 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
式典基本方針について

1 趣旨

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会の開始式・表彰式等の式典は、競技会の前後に実施するなど、運営の簡素化に資する方法で実施する。

2 基本計画

(1) 実施内容

選手・監督等に過度な負担をかけないように、式典全体の簡素・効率化を図る。

(2) 開催期日・会場

開始式：令和 9 年 1 月 31 日(日) KOSÉ 新横浜スケートセンター (30 分程度)

※大会 1 日目の初戦前に実施

表彰式：令和 9 年 2 月 4 日(木) KOSÉ 新横浜スケートセンター (30 分程度)

3 企画・運営

開始式・表彰式は、関係機関・団体との密接な連携のもと、実行委員会と関係競技団体等が協議したうえで、企画・運営にあたる。

第 3 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
輸送交通基本方針について****1 趣旨**

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会に参加する大会役員、都道府県本部役員、競技会役員、競技役員、選手・監督、報道員及び視察員等(以下「大会参加者」という。)は、関係機関・団体との密接な連携を保ちながら、道路及び交通の状況を勘案し、円滑な輸送及び交通の安全を図る。

2 基本計画**(1) 本県への集合及び解散**

各都道府県から参集する大会参加者の本県への集合及び解散については、特別な輸送を行わず、自由集合・自由解散とする。

(2) 会場地の輸送交通対策

輸送交通については、公共交通機関を利用することを基本とする。

(3) 交通安全対策

会場及び会場周辺の円滑な交通と安全を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、必要な交通安全対策を講じる。

(4) 交通案内

大会期間中は来場者の的確な会場への誘導に努める。

第 3 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
宿泊基本方針について****1 趣旨**

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会に参加する選手・監督、大会役員、都道府県本部役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員(以下「大会参加者」という。)の宿泊は、大会参加者が十分に休養でき、安全かつ快適な宿舍の提供に努める。

2 基本計画**(1) 宿舍の確保**

大会参加者の宿舍は、可能な限り競技会場市内の宿舍(旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館をいう。以下同じ。)を確保する。

(2) 配宿

選手・監督の宿舍は、可能な限り同一の宿舍とし、その競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技種別を考慮して配宿する。また、競技会役員及び競技役員の宿舍はできる限り同一又は近隣の宿舍に配宿する。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、実行委員会と日本スポーツ協会が協議の上、日本スポーツ協会において決定する。

4 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和がとれた食事を提供できるよう努める。

第 3 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
における宿泊輸送等について

1 趣旨

「輸送交通基本方針」（資料 10）及び「宿泊基本方針」（資料 11）をふまえ、本大会における宿泊輸送について、次のとおり決定していく。

2 方向性

- （1）宿泊、弁当及び輸送業務はプロポーザル方式で業者を選定し委託する。
- （2）審査については、事務局が審査原案を作成し、実行委員会で決定する。

3 基本方針

- （1）宿泊について
 - ・競技会会場への利便性を考慮し、新横浜駅周辺を宿舍の拠点とする。
 - ・宿泊料金は選定された業者から提案のあった料金を基に設定する。
 - ・仕様書作成時の料金設定は、その上限を含めて J S P O と調整して決定する。
- （2）弁当について
 - ・選手には栄養バランスに配慮した幹旋弁当または出張料理（ケータリング）を提供する。役員支給弁当についてはお茶付きのものとする。
 - ・価格については、今後、神奈川県アイスホッケー連盟を含めて協議・検討する。
- （3）輸送について
 - ・本県への移動については原則、公共交通機関を使用する。
 - ・会場間の（大会役員、競技役員、本部役員、選手等）移動手段として公共交通機関を利用する。
 - ・アイスホッケー選手の防具の運搬のために、会場と宿泊施設の間に運搬トラックを用意する。

4 今後のスケジュール（予定）

10 月中旬～10 月下旬	実行委員会の事務局にて仕様書を検討
10 月下旬～11 月上旬	事業者へ宿泊等取扱業務の提案依頼
11 月中旬～11 月下旬	事務局にて審査原案を作成し、実行委員会常任委員会において決定
1 月上旬～1 月下旬	決定業者と宿泊料金の協議
2 月下旬	実行委員会常任委員会において宿泊料金の協議及び承認
3 月上旬	J S P O 第 4 回国民スポーツ大会委員会への協議及び承認

【参考】第 73 回国民体育大会冬季大会（神奈川県）宿泊・弁当料金(抜粋)

1 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業施設	税抜	6,000 円～13,000 円	4,200 円～9,100 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房費を含む。
	税込	6,480 円～14,040 円	4,536 円～9,828 円	

※ 1 入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

※ 2 「素泊まり」料金は「1 泊 2 食」料金の 70%相当とする。

2 昼食（弁当）料金

消費税	昼食（弁当）料金	備考
税抜	900 円以内	お茶代を含む
税込	972 円以内	

第 4 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 令和 7 年度事業計画

年	月	日	事業	備考
令和 7 年	9	上旬	実行委員会第 1 回総会	会則、大会基本方針等の決定
	9	下旬	実行委員会第 1 回常任委員会	各基本方針の詳細等
	11	中旬	実行委員会第 2 回常任委員会	大会テーマ・スローガンの決定等
	12	11	日本スポーツ協会 第 3 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
令和 8 年度	1	下旬	第 80 回国スポ冬季大会視察 (青森県)	アイスホッケー (八戸市・三沢市)
	2	下旬	実行委員会第 2 回総会	予算の決定 宿泊料金、参加申込日の決定 事業計画・事業報告等
	3	3	日本スポーツ協会 第 4 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告

【参考】令和 8 年度スケジュール (案)

年	月	日	事業	備考
令和 8 年	4	下旬	実行委員会第 3 回総会	予算・事業計画
	5	上旬	実行委員会第 3 回常任委員会	各実施要項・式典次第・大会役員編成基準・配布物
	6	中旬	日本スポーツ協会 第 1 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
	7	下旬	実行委員会第 4 回常任委員会	各種業者の選定及び報告
	8	中旬	日本スポーツ協会 第 2 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
	10	中旬	実行委員会第 5 回常任委員会	大会役員・競技役員・補助員等の決定及び委嘱等
	12	上旬	日本スポーツ協会 第 3 回国民スポーツ大会委員会	実行委員会の決定事項を協議・報告
令和 9 年	1	初旬	組み合わせ抽選会	
		中旬	全国代表者会議、全国報道員会議	
		30	監督会議・開始式	1 月 29 日～30 日公式練習
		31	アイスホッケー競技会・表彰式	
	2	4		
	3	中旬	日本スポーツ協会 第 4 回国民スポーツ大会委員会	各種報告
		下旬	実行委員会第 4 回総会 (解散総会)	大会報告書の作成、監査・決算報告

第 5 号議案

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
実行委員会令和 7 年度収入支出予算

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	予算額	備考
実行委員会費	実行委員会費	助成金	神奈川県負担金	100	

支出

(単位：千円)

款	項	目	節	予算額	備考
実行委員会費	企画総務費	会議費	通信運搬費	20	
		広報費	印刷製本費	80	

第 6 号議案

**第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会
実行委員会常任委員会に委任する事項**

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会会則第 9 条
第 4 項第 5 号に規定する常任委員会に委任する事項は、次のとおりとする。

- 1 広報及び報道に関すること。
- 2 式典の企画及び運営に関すること。
- 3 宿泊及び保健医療に関すること。
- 4 輸送交通及び警備防災に関すること。
- 5 競技運営に関すること。
- 6 その他大会の開催に必要な事項に関すること。